誓　　　　約　　　　書

　岡山県大規模集客施設協力金の支給申請に当たり、次のことを誓約いたします。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、協力金の支給を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方（以下、法人の場合は「当法人」、個人事業者の場合は「私」を意味する。）が一切の責任を負うものとします。また、必要な場合には、岡山県警察本部や税務署等に情報提供することを承諾します。

記

１　今回協力金の対象となる要請期間開始以前から営業している店舗であり、期間中の準備期間を除いた全ての日において別記営業時間短縮等の要請に全面的に協力しました。なお、営業にあたっては、業種別ガイドライン等を遵守して感染防止対策を徹底し、岡山県大規模集客施設協力金の支給要件は全て満たしています。

　【要請の期間】令和３年５月１６日（日）から同月３１日（月）まで

２　岡山県大規模集客施設協力金支給申請書兼実績報告書及び添付書類の内容に虚偽はありません。申請書類の内容に関して調査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。また、虚偽や不正等が判明した場合は、協力金の返還に応じます。

３　申請日時点で倒産又は廃業していません。また、申請を行った施設について、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響がある以前から休業又は営業時間短縮を行っていた店舗ではありません。

４　協力金の支給を受けた施設情報（店舗名及び市町村名）が公表されることに同意します。

５　個人情報の取扱いに関して、協力金の支給手続に必要な範囲内で県が業務を委託した業者と共有することに同意します。

６　当方及び当方の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第９条第２１号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。また。次に掲げる者はいずれについても、当方の経営に実質的に関与していません。

（１）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成２２年岡山県条例第５７号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

（２）暴力団（岡山県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

（３）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　令和　　年　　月　　日

　岡山県知事　伊原木　隆太 殿

　　　　　　　所 　在　 地

　　　　　　　名称又は商号

　　　　　　　役 職・氏 名

別記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象施設 | 要請内容 |
| １　床面積1,000平米超の大規模施設   |  |  | | --- | --- | | 施設の種類 | 施設の例  （１）集客施設等 | | 商業施設 | 大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等 | | 運動・遊技施設 | スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター　等 | | 遊興施設 | 個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所　等 | | サービス業 | スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション　等 |   （２）イベント関連施設等   |  |  | | --- | --- | | 施設の種類 | 施設の例 | | 劇場等 | 劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム、ライブハウス　等 | | 集会・展示施設 | 集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール　等 | | ホテル・旅館 | ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） | | 運動施設等 | 体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場　等 | | 博物館等 | 博物館、美術館　等 | | （１）集客施設等への要請  ア　平日  　5時から20時までの営業時間短縮  イ　土日祝日  　床面積10,000平米超の施設については休業を要請　（※その他の施設は平日と同様の取り扱い）  ※いずれも、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く  ウ　期間中全日  ・入場整理の働きかけ  ・店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の持込みを含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ  （２）イベント関連施設等への要請  ・５時から20時までの営業時間短縮  　（イベント開催（映画の上映を含む）の場  　　合は、21時までの営業時間短縮）  ・人数上限5,000人、かつ収容率50%以内  ・入場整理の働きかけ  ・店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の持込みを含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ |

|  |  |
| --- | --- |
| ２　飲食業の許可を受けていないカラオケ店 | ・休業（酒類提供（利用者による酒類の持込みを含む）及びカラオケ設備の使用を取りやめる場合を除く）  ※酒類提供（利用者による酒類の持込みを含む）及びカラオケ設備の使用を取りやめる場合、20時を超え営業している店舗は、5時から20時までの営業時間短縮 |